別紙

岩石採取計画認可申請書作成要領

　岩石採取計画認可申請書及び変更認可申請にあたっては、秋田県岩石採取計画認可事務取扱要綱に定める様式第１号、又は第３号に所定の事項を記載するものとする。

１　申請書の記載

（１）　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

（２）　（略）

（３）　それぞれの記載事項について記載欄が不足したときは、適宜欄を追加し、又は別紙とし漏れなく記載すること。

（４）　「１　岩石採取場の区域」については、以下のとおりとすること。

①　採取場所在地には、地番まで記載すること。採取場に複数の地番がある場合は、代表的な地番を記載し、その後ろに「ほか○筆」と記載すること。

②　区分毎に地番及び面積、所有者を記載するほか、登記簿及び契約書等の欄には該当する場合は○印をし、面積及び他法令の規制を受ける場合はその法令名を記載すること。

（５）　「２　採取をする岩石の種類及び数量」については、以下のとおりとすること。

①　（略）

②　土石量は、採取の期間中の採取量とすること。

③　「岩石量＝（土石量－表廃土石量）×比重」とすること。（「７　採取する岩石の用途」の数量と整合を図る。）

（６）　「３　採取の期間」については、秋田県岩石採取計画認可事務取扱要綱第７条及び第８条の規定による期間内とし、他法令による許認可等の期間、土地の賃貸借契約等の期間と整合していること。また、採掘終了後の跡地整理に要する期間も含めた期間とすること。

（７）　「４　岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項」については、それぞれ以下の事項に留意して記載すること。

①　（略）

②　火薬類使用について、火薬類の使用の有無を記載し、火薬類を使用する場合には、その種別及び年間の使用予定量を記載し、発破規格図を添付すること。

③　（略）

④　沈殿池について、沈殿池の有無を記載し、沈殿池を設置する場合には集水区域を精査のうえ降雨強度は原則として50年確率を用いて設計すること。

⑤　採取用機械について、用途別に記載し、能力が異なる場合はそれぞれ別段に記載すること。

⑥　破砕　選別について　、破砕選別の有無を記載し、破砕選別を行う場合には、機械の名称、能力、台数等及び水洗を行う場合は使用水量等を記載すること。

（８）　「５　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」については、予想される災害の態様及び範囲（土地の崩壊、亀裂又は陥没、騒音、振動、粉じん、飛石、廃土又は廃石の流出、汚濁水の流出等の態様とこれらの災害が及ぼす範囲）並びに災害防止のためにとる措置（露天掘り採掘場における崩壊防止のための傾斜面の適正勾配、階段掘の採用、坑内堀における土地の亀裂又は陥没防止のための採掘跡の充填、支柱又は残柱の設置、汚濁水の処理施設等）について記載すること。また、「⑦採取跡における災害の防止のための措置」については、

計画（用途、管理方法等）を記載するとともに関係する図面を添付すること。

（９）　「７　採取する岩石の用途」については、「２　採取をする岩石の種類及び数量」の岩石の数量と整合を図ること。また、その他の用途については、カッコ内に主な用途を記入すること。

（10）　「８　表土及び廃土石の堆積の方法」については、採取の期間中の表土及び廃土石の発生量を記載し、堆積場等の有無、概要を記載すること。

（11）　（10）の安定計算については、結果を記載するとともに関係する図面を添付すること。また、安定計算によらない場合はその理由、傾斜面の勾配、堆積高さ等について記載すること。

(12)　「脱水ケーキの処理の方法」については、堆積する場合には(10)及び(11)に準じて記載すること。

２　添付書類

（１）　採取場位置図

原則として1/50,000程度の地形図を用い、採取場の所在地及び採取場から県道、国道に至るまでの砕石等の運搬経路を明記すること。

（２）　周辺状況図

①　原則として1/5,000以上の縮尺の地図を用い、採取計画関連区域を明記すること。

②　採取計画関連区域の境界から、300ｍ程度以内の人家、公共施設、農地、河川、道路等を明示し境界からの距離を記載すること。

（３）　採取場平面図（実測平面図）

①　縦横断測量の測点及び水準抗の位置を明示すること。

　　　ア　原則として1/1,000以上の縮尺とする。

　　　イ　水準抗は固定しておくこと。

　　　ウ　等高線間隔は、原則として20mとする。

　エ　測量年月日、測量者名を記入すること。

②　採取計画区域（事業区域）の範囲を明示すること。

③　採取の期間中の採掘箇所（表土除去部分含む）及び表・廃土石堆場、破

砕選別施設、沈殿池、水路、汚濁水処理施設、場内運搬路、災害防止施設等

の配置状況を記載すること。

④　現況地形（等高線、既存ベンチなど）と採取の期間終了時の地形（ベンチの造成状況など）の差異を明示すること。

⑤　採掘跡地及び採取の期間中に実施する緑化の区域を明示すること。採掘跡地については採掘を終了した時期、また他の事業者による採掘跡地の場合はその事業者名及び廃止・承継等の経緯を記載すること。

⑥　廃棄物中間処理として併用する場合には、併用する部分(クラッシャーやベルトコンベアなど）及び中間処理施設としてのみ使用する部分(原材料や再生材の堆積場など）を着色して明示すること。

（４）　実測縦横断図

①　原則として1/500以上の縮尺とし、当該採取の期間中の採掘前及び採掘後の地盤高を記載すること。

②　断面図は原則として30ｍ間隔とし、３断面以上取ること。

５）　採石業者登録通知の写し

（６）　岩石の採取権限を有することを示す書面

①　申請者が所有する土地の場合は、当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書など）。（申請の３ヶ月以内に発行されたもの）

※　相続等により名義人が申請者と異なっている場合は、実質的な名義人が申請者であることを証する書類等を添付のこと。

②　①以外の場合は、当該土地の登記事項証明書と　当該土地の所有者が申請者に岩石の採取権限を認めることを示す書類（賃貸借契約書等）。

※　土地の所有者が申請者の関係者（法人の代表者等）である場合も、契約書等を作成し添付のこと。

　　③　抵当権が設定されている土地の場合は、当該土地の抵当権者の同意書の写し。

（７）　他行政庁の許可証等

森林法、農地法、自然公園法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、他法令の許可証等の写し若しくは証明書又は当該行政庁に提出した若しくは提出予定の許認可申請書等の写し。

（８）　採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面

　　　※なお、この書面は、北秋田市岩石採取計画認可事務取扱要綱第３条に定める添付書類をもってみなすことができる。

（９）　その他参考図面

①　採取計画区域内の各地番ごとの所有者名、地目及び地積を明示した公面図の写し。

※　公面上に採取場の区域を図示すること。

②　沈殿池、水路等の設計書及び図面。（場内流出量、水路の流量計算書等を含む）

③　表廃土石堆積場が傾斜地にある場合等には、土留施設の強度計算書。

④　認可を受ける採掘箇所、採掘跡地及び採取場（全体）面積計算書

⑤　下記の写真。（原則として提出の90日以内に撮影）

ア　採取場の現況（切羽・ベンチカット・沈殿池等の状況がわかるもの）

イ　測量の基準点（周辺状況がわかるもの）

ウ　採取場の事業区域の境界の標示方法

エ　採取場の採掘区域の境界の標示方法

オ　採取跡地の現況

⑥　業務管理者試験合格証の写し。

⑦　廃棄物中間処理と認可対象の施設を併用する場合には廃棄物処理施設技術管理者

認定証の写し。

⑧　その他、市長が認可手続き上必要と認めた図書等。